

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	スプリンクラー設備の基準の見直し	
担当部署	総務省消防庁予防課	電話番号: 03-5253-7523
評価実施時期	平成25年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 自力避難が困難な者が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、火災発生時に避難時間を確保することにより、入所者の生命、身体を保護する。</p> <p>【内容】 高齢者関係施設について、原則として施設の延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置を義務づけることとする。</p> <p>【必要性】 スプリンクラー設備に関する基準の見直しに当たって、業界関係者も交えて調査・検討を行ってきたところ、「認知症高齢者グループホームは、最も介助者が少ないときには1名の介助者が最大9名の認知症高齢者を介助する場合もあり、介助者による避難誘導を補完するためにも、ハード面の対策を併せて講じる必要がある。避難誘導に要する時間を確保するための具体的な対策として、従前は275㎡以上の施設のみ義務づけているスプリンクラー設備を、原則として全ての施設に設置するよう、設置対象を見直すべきである。」と結論づけられている。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行令第12条第1項第1号
想定される代替案	代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	新たにスプリンクラー設備の設置が必要な施設が4,951施設(施設の総床面積829,392㎡)あり、スプリンクラー設備の設置に約23,000円/㎡の費用が必要とされていることから、設置には全体で約190億円を要すると見込まれる。
	(行背費用)	消防機関等の関係行政機関や社会福祉関連施設等への制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。
	(その他社会的費用)	今回新たにスプリンクラー設備が設置される場合、消防法第17条の3の3に基づく点検報告義務が生じるが、有資格者によらず自ら点検することが可能であるため、点検費用については限定されたものになると考えられる。
規制の便益	便益の要素	
	延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置義務を課し、火災発生時に避難が困難な高齢者及び障害者等の避難時間を確保することにより、消防法施行令別法第一(六)項口に掲げる福祉援護施設の入所者の生命、身体、財産を保護の徹底が図られる。また、実態に即した火災予防行政の推進を図ることができ、火災発生時の消防機関の活動の負担が軽減される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正により、スプリンクラー設備の設置に係る費用負担が生じるが、火災発生時に避難が困難な高齢者及び障害者等の避難時間を確保することにより、消防法施行令別法第一(六)項口に掲げる福祉援護施設の入所者の生命、身体、財産を保護の徹底が図られること、検討部会において業界団体との合意は概ね得られていること等を総合的に勘案し、今回の改正には妥当性があるものと考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	「予防行政のあり方に関する検討会」(委員長:平野敏右東京大学名誉教授)の部会として開催された「認知症高齢者GH火災対策検討部会」及び「障害者施設等火災対策検討部会」の報告書を踏まえている。	
レビューを行う時期又は条件	今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。	
備考		